

産業廃棄物処理施設変更許可申請書審査表（中間処理施設・最終処分場）

申請者（ ） 施設の種類（ ） 設置者の区分〔1 排出事業者 2 処理業者〕

事 項	添付	審査	審 査 内 容
産業廃棄物処理施設変更許可申請書（省令第12条の9第1項）			様式が正しいこと。（省令様式第22号）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名（第1号）			住所、氏名、電話番号を記入（⑨、⑩と照合）。行政書士による代理申請の場合は併記。
施設の設置の場所（第2号）			施設（関連付帯設備を含む）の設置場所が正確に記入されていること。（⑪と照合）
施設の種類の（第3号）			がれき類の破碎施設、汚泥の焼却施設、安定型最終処分場等の別が正しく記入されていること（令第7条のとおり）。設置許可証等と照合
許可の年月日及び許可番号（第4号）			正確に記入されていること。設置許可証等と照合
変更の内容（第5号）	処理する産業廃棄物の種類		記入されていること（法第2条第4項及び令第2条のとおり） 変更がある場合は変更前と変更後がわかるように記入し、変更がない場合は、「変更なし」と記入
	施設の処理能力		変更前・変更後について記入すること 施設に応じて以下のとおり表示し、1日の稼働時間をカッコ書きで記入。設計計算書と照合 ・汚泥、廃油、その他の焼却施設（ノ時間で表示） 時間当たりの能力を記入 ・上記以外の中間処理施設（ノ日で表示） 実稼働8時間未満の場合は8時間での能力（稼働時間を8時間とする）、実稼働8時間以上の場合は実稼働時間での能力を記入 ・最終処分場埋立地の面積及び埋立容量を記入
	△産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項		・平成10年6月17日時点での既存施設について平成10年6月17日以降初めて変更許可を受ける場合…「別紙のとおり」と記入し、☆以下の事項を記載した書類を添付 ・上記以外の場合…変更の有無を記入し、変更がある場合は、変更後のものを添付
	施設の位置		別添配置図のとおり と記入。（⑫の添付を確認）
	施設の処理方式		次の例により記入 例）破碎施設の場合、ジョークラッシュ方式等 焼却施設の場合、ロータリー方式、流動床方式等 最終処分場の場合、サンドイッチ埋立方式等
	施設の構造及び設備		原則として製造メーカー名及び型式を記入。（⑬と照合）
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	排ガス、排水の量（⑭と照合）
		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む）を含む）	排ガスについては、排ガスの処理方法、煙突の数、位置、高さが示されていること 排水については、排水の処理方法、放流口の数、位置、放流先（河川、湖沼等）が示されていること ※いずれの場合も処理方法がわかる処理系統図が添付されていること
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		全ての施設対象 定常運転を行った際の設計計算値が記入されていること（排ガス、放流水の無い施設についても騒音、振動等について記入されていること（別添生活環境影響調査のとおり等））
	その他施設の構造等に関する事項		全ての施設対象 別添構造計画書のとおり と記入し、事前協議時に作成した施設の位置・構造等の設置に関する計画書を添付（⑯の生活環境影響調査の「施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容」と照合）
	△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項		・平成10年6月17日時点での既存施設について平成10年6月17日以降初めて変更許可を受ける場合…「別紙のとおり」と記入し、☆以下の事項を記載した書類を添付 ・上記以外の場合…変更の有無を記入し、変更がある場合は、変更後のものを添付
	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		施設周辺の生活環境の保全を考慮したうえで自ら達成することとした排ガスの濃度、放流水の水質等が記入されていること。（⑯の生活環境影響調査の環境保全目標等と照合）
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		自ら実施することとした測定の頻度、箇所数等が記入されていること。（法定回数を満たしていること）
	その他施設の維持管理に関する事項		全ての施設対象 別添維持管理計画書のとおり と記入し、事前協議時に作成した施設の維持管理に関する計画書を添付（⑯の生活環境影響調査の「維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容」と照合）

変更の理由（第6号）			記入されていること	
着工予定年月日（第7号）			同上	
使用開始予定年月日（第7号）			同上	
申請者	個人である場合		本籍と住所は地番まで正確に記入（⑩と照合）	
	法人である場合		住所は地番まで正確に記入（⑨と照合）	
未成年者である場合、法定代理人（第8号）	法定代理人が個人である場合		本籍と住所は地番まで正確に記入（⑫と照合）	
	法定代理人が法人である場合		法人の住所、役員の本籍・住所は地番まで正確に記入（⑫と照合）	
法人である場合、役員（第8号）			取締役、監査役、顧問、執行役員、理事などいかなる名称を有するかを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者全員について記入。（⑨等と照合）本籍と住所は地番まで正確に記入。（⑬と照合）	
法人である場合、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（該当する株主又は出資者がある場合）（第8号）			株主等が個人の場合は本籍と住所を、法人の場合は住所欄に本店の所在地を地番まで正確に記入。また、株主等が法人の場合、氏名又は名称欄に名称及び代表者名を、生年月日欄に法人の設立年月日を記入。（⑭と照合） 該当がない場合は、氏名又は名称の欄に「該当なし」と記入	
令第6条の10に規定する使用人（第8号）			本籍と住所は地番まで正確に記入。（⑮と照合） 該当がない場合は、氏名の欄に「該当なし」と記入	
申請手数料証紙（宮崎県使用料及び手数料徴収条例別表第2第110号）			許可申請（焼却施設、最終処分） （上記以外）	130,000円 110,000円

留意事項

：3部（本課用、保健所控、申請者控）を提出すること…行政書士による代理の場合等、それ以上の部数を提出することも可能。
：△印の付いているものは、できる限り図面、表等を利用すること。
：変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

No	添付書類	添付	審査	審査内容
①	変更後の施設の構造を明らかにする設計計算書（保管施設も含む。）（省令第12条の9第3項第1号）			主要な施設のカタログ
				主要な施設の仕様書
				主要な施設の処理能力の計算書
				構造耐力上安全であることを証する書類（必要に応じて）
				中間処理施設の場合… 排ガス、排水処理施設、その他必要な計算書等
				最終処分場の場合… 雨量計算書、排水施設設計計算書、地積測量図、面積計算書、容積計算書、擁壁等の安定計算書、その他必要な計算書等
	（保管場所に関する図面）			平面図、立面図等（保管場所の構造を十分把握できること） 面積・容積に関する計算書 囲いに接する場合、囲いの安定計算書
②	省令第11条第3項各号に掲げる事項に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類（第2号）			申請書カガミ中の「△産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項」欄に同じ
③	最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（第3号）			周囲の地形及び下流域の状況がわかる図面（等高線の入った1/2500～1/5000程度のもので埋立地外の雨水が埋立地に流入する範囲の流域及び埋立地から流出する排水の流出経路、下流の利水状況を記入すること）
				地質の状況を明らかにする書類及び図面
				地下水の状況を明らかにする書類及び図面
④	処理工程図に変更がある場合には、変更後の処理工程図（第4号）			最終処分場以外の場合に添付されていること 処理工程のフロー図等
⑤	変更後の施設の維持管理に関する技術的能力を説明する書類（第5号）			技術管理士認定証（⑮欄参照）等
⑥	変更後の施設の維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（第6号）			総額：資金の内訳、金額が妥当なものであること 調達方法：資金の総額に対し十分な額であること。借入がある場合は、確実に借入れできるものであり、かつ、返済方法に無理がないこと（細則様式第13号）
⑦	法人の場合、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（第7号）			直前3年の貸借対照表
				直前3年の損益計算書
				直前3年の株主資本等変動計算書
				直近3年の個別注記表
				直前3年の確定申告書控えの写し 納税証明書の申告額と合致するものを提出すること。 ※電子申告によるものは、申告書に電子申告受付番号等が印字されていること又は「メール詳細」を印字して添付すること。
				直前3年の法人税の納税証明書（国税：その1・納税額等証明用）
				直前3年の減価償却明細書（別表16(1)及び(2)）
				※決算書類が3年に満たない場合：申請以後3年間の収支計画書
				事業を継続するのに十分な経理的基礎を有すること。

⑧	個人の場合、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(第7号)		資産に関する調書(施行細則様式第15号)
			直前3年の確定申告書控えの写し 納税証明書の申告額と合致するものを提出すること。 ※電子申告によるものは、申告書に電子申告受付番号等が印字されていること又は「メール詳細」を印字して添付すること。
			直前3年の所得税の納税証明書(国税:その1・納税額等証明用)
			青色申告事業者の場合は、さらに貸借対照表及び損益計算書も添付。 事業を継続するのに十分な経理的基礎を有すること。
⑨	法人の場合、定款(又は寄附行為)及び登記事項証明書(第7号)		定款又は寄附行為
			登記事項証明書
			内容が申請時点で最新のものであること(必要に応じて現行と相違ない旨の申立書と日付)。
⑩	個人の場合、住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(第7号)		住民票の写し
			登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等(欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。)
⑪	申請者が欠格要件に該当しない者であることを誓約する書類(第7号)		(省令様式第6号の2 10面) 誓約(法第14条第5項第2号イからへに該当しない)していること
⑫	未成年者の場合、その法定代理人が、個人であるときは住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、法人であるときは登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(第7号)		住民票の写し
			登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等(欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。)
			法人の場合…登記事項証明書
⑬	法人の場合、役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(第7号)		役員の住民票の写し
			役員の登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等(欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。)
⑭	法人の場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資者の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合、これらの者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(これらの者が法人である場合には登記事項証明書)(第7号)		該当する株主又は出資者が個人の場合…住民票の写し
			該当する株主又は出資者が個人の場合…登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等(欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。)
			該当する株主又は出資者が法人の場合…登記事項証明書
⑮	令第6条の10に規定する使用人がある場合、その者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ(法第7条第5項第4号イに係るものに限る。)に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(第7号)		住民票の写し
			登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等(欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。)
⑯	施設に係る変更を行うことが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類(法第15条の2の6第2項)		内容が「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」(移動式がれき類等破碎施設においては「移動式がれき類等破碎施設の生活環境影響調査に関するガイドライン(平成26年5月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)」)を満たしていること
⑰	字図(施設の配置が分かるもの)		合成字図(処理施設・保管場所を字図に記載した図面)及び処理施設・保管場所に係る地番の全景が確認できる公図
⑱	技術管理者の資格を証する書類(省令第17条に定める技術管理者の資格を証する書類若しくは経歴書等又は技術管理士認定証若しくは旧厚生大臣認定技術管理者講習の修了証の写し)(法第21条第1項)		省令第17条に定める技術管理者の資格を有すること ・コースが正しいこと ・事業場毎に専従の技術管理者が置かれていること 廃棄物処理施設技術管理者講習(日本環境衛生センター) 最終処分場コース:最終処分場 産業廃棄物焼却施設コース:焼却施設 破碎・リサイクル施設コース:破碎施設 産業廃棄物中間処理施設コース:その他の中間処理施設 ほか 旧厚生大臣認定廃棄物処理施設技術管理者認定講習 産業廃棄物焼却施設コース:焼却施設 産業廃棄物中間処理施設コース:その他の中間処理施設 産業廃棄物最終処分場コース:安定型、管理型、遮断型 産業廃棄物安定型最終処分場コース:安定型
⑲	事前協議終了通知書の写し		宮崎県産業廃棄物処理施設設置指導要綱に基づく事前協議終了通知書が添付されていること
⑳	変更前の許可証の写し(届出施設にあっては、届出書又は受理書の写し)		添付されていること

留意事項

：申請書に先行許可証が提出された場合は⑩、⑫～⑮に係る住民票の写し、登記されていないことの証明書、法人の登記事項証明書は省略可（省令第12条の9第4項）。

：住民票は、内容が申請時点で最新のものであり、本籍（外国人にあつては国籍）の記載されている、申請日の前3か月以内に発行されたものを添付すること。

：住民票に個人番号（マイナンバー）が記載されたものが提出された場合、マスキング後複写し、原本対照を行ったものを受理し、原本は返還すること。

：納税証明書、法人の登記事項証明書、土地の登記事項証明書、公図及び登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等は、内容が申請時点で最新のものであり、申請日の前3か月以内に発行されたものを添付すること。

：有印文書のうち、官公庁の証明書（住民票の写し、登記されていないことの証明書、納税証明書、法人の登記事項証明書、土地の登記事項証明書、公図等）の複写を添付するときは原本対照を行うこと。

：本審査表は一般廃棄物処理施設についても準用する。この場合において、⑮については（一財）日本環境衛生センター廃棄物処理施設技術管理者講習募集要項により確認することとし、焼却施設については「ごみ処理施設コース」が該当、それ以外の施設については同等の施設コースが該当する。

：同時に2つ以上の申請書等の提出があった場合、省略した書類の一覧を記入した別紙を添付することにより、重複する書類の一部を省略可能とする（省令第21条第1項）。

☆平成10年6月17日時点での既存施設が平成10年6月17日以後初めて変更許可を受ける場合は、以下の書類も併せて添付（平成10年改正省令附則第3条第1項）

事 項			添付	審査	審 査 内 容
汚泥等又は焼却灰等の処分方法（第1号）	特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物	区分			「汚泥等」については、廃油の油水分離施設、廃酸、廃アルカリの中和施設、シアン化合物の分解施設の場合に記入 「焼却灰等」については、汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、汚泥のばい焼施設、廃PCB等の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設の場合に記入 区分：自家処分・委託処分の別を記入（○を付ける） 処分方法：方法を記入。委託処分の場合、許可を有する委託先が記入されていること
		処分方法			
	特別管理産業廃棄物	区分			
		処分方法			
△埋立処分の計画（第1号）					最終処分場の場合に記入（添付）。次に掲げる内容 ①埋立方式、②埋立順序（埋立工期毎の計画図）、③埋立法面の形状（縦・横断面図）、④埋立高さ（縦・横断面図）、⑤埋立処分終了予定年月、⑥埋立処分終了後に行う維持管理の内容
△産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項（第1号）					当該施設への廃棄物の搬入及び処理残さ等の搬出の手段、その経路及び時間等が記入されていること
△災害防止のための計画書（第3号）					最終処分場の場合に記入。 次（省令第11条第4項）に掲げる事項 ①産業廃棄物の飛散及び流出の防止、②公共の水域及び地下水の汚染の防止、③火災の発生の防止、④その他最終処分場に係る災害の防止

留意事項

：△印の付いているものは、できる限り図面、表等を利用すること。